

# 平成21年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：労働基準局監督課

<p><b>事業名</b></p>	<p>労働契約法等活用支援事業</p>																															
<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること 施策目標1-1 労働契約に係るルールの特明確化を図ること</p>																															
<p><b>事業の概要</b></p>	<p>平成20年3月1日から施行された労働契約法について、その定着を図るため、専門家の活用等により、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。 具体的には、以下の事業を実施する。 (1) 専用サイトによる情報提供・相談対応 ① 1問1答形式の活用など身近でわかりやすい情報提供 ② 項目毎に裁判例の収集・整理を行い、労働契約法に明文がない民事的ルールの紹介 ③ 専門家によるメールでの相談対応等 (2) 裁判例を踏まえた相談時の紛争解決マニュアルの開発 (3) 働く人のためのルールに関する教育 ① 労働者向けセミナー・学校への出前講座用の研修テキスト作成 ② 労働者向けセミナー・学校への出前講座の実施</p>																															
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (必要性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="401 1178 1460 1732"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">平成20年3月に施行された労働契約法について、個々の労使の間で活用が図られるようにするには、市場に委ねるだけでは不十分であり、行政の関与をもってその更なる周知・普及を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施するものであり、労働契約法を所管する国の責任において実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否 (理由)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">民間団体に事業の実施を委託することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="401 1815 1460 1940"> <tr> <td><b>事業の有効性</b></td> </tr> <tr> <td>本事業は、労使双方が労働契約法を積極的に活用できるよう働きかけるものであり、個別労使関係紛争の防止に資するため、有効であると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="401 2023 1460 2203"> <tr> <td>個別労使関係紛争防止の手段として、労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールを明確化する労働契約法について、教育、情報提供等の実施を行っていくことが効率的かつ効果的である。 本事業は、労働現場等における法令等の活用につきノウハウを持つ既存の民間組織を活用しつつ、最も低廉な方法により実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	平成20年3月に施行された労働契約法について、個々の労使の間で活用が図られるようにするには、市場に委ねるだけでは不十分であり、行政の関与をもってその更なる周知・普及を図る必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	本事業は、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施するものであり、労働契約法を所管する国の責任において実施する必要がある。				民営化や外部委託の可否 (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		民間団体に事業の実施を委託することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<b>事業の有効性</b>	本事業は、労使双方が労働契約法を積極的に活用できるよう働きかけるものであり、個別労使関係紛争の防止に資するため、有効であると評価できる。	個別労使関係紛争防止の手段として、労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールを明確化する労働契約法について、教育、情報提供等の実施を行っていくことが効率的かつ効果的である。 本事業は、労働現場等における法令等の活用につきノウハウを持つ既存の民間組織を活用しつつ、最も低廉な方法により実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
平成20年3月に施行された労働契約法について、個々の労使の間で活用が図られるようにするには、市場に委ねるだけでは不十分であり、行政の関与をもってその更なる周知・普及を図る必要がある。																																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
本事業は、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施するものであり、労働契約法を所管する国の責任において実施する必要がある。																																
民営化や外部委託の可否 (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																														
民間団体に事業の実施を委託することとしている。																																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																														
<b>事業の有効性</b>																																
本事業は、労使双方が労働契約法を積極的に活用できるよう働きかけるものであり、個別労使関係紛争の防止に資するため、有効であると評価できる。																																
個別労使関係紛争防止の手段として、労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールを明確化する労働契約法について、教育、情報提供等の実施を行っていくことが効率的かつ効果的である。 本事業は、労働現場等における法令等の活用につきノウハウを持つ既存の民間組織を活用しつつ、最も低廉な方法により実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。																																

(政策等への反映の方向性)  
 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

(概算要求額:375百万円)

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 セミナーや講座参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合 (単位:%) (70%以上/平成22年度)	労働者向けセミナー・学校への出前講座における参加者のうち、労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合が多いほど、労働契約法の普及が進み、個別労使関係紛争の防止に資すると考えられる。
(調査名・資料出所、備考) 業務委託先事業者からの報告に基づき集計予定。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 労働者向けセミナー・学校への出前講座参加者数 (単位:人) (5000人以上/平成22年度)	労働者向けセミナー・学校への出前講座における参加者が多いほど、労働契約法の普及が進み、個別労使関係紛争の防止に資すると考えられる。
(調査名・資料出所、備考) 業務委託先事業者からの報告に基づき集計予定。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書	平成21年2月	「労働者の権利を保護するために労働契約法や労働基準法などの労働関係法令が設けられていること…(略)…等を分かりやすく教えることが有効」等とされている。